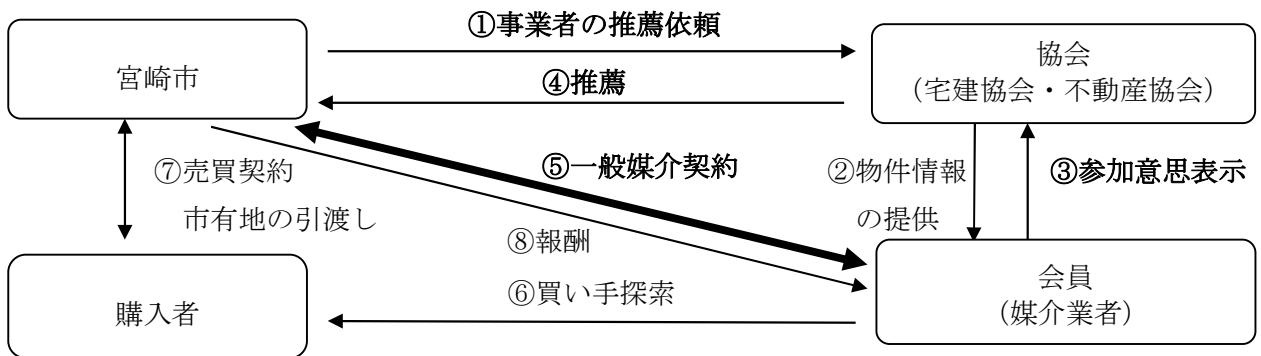


市有地物件一覧

物件番号	所在地	地積 (㎡)	売却価格 (千円)	報酬額 (円)
3	宮崎市佐土原町石崎一丁目 10 番 19	387.47	12,941	373,000
16	宮崎市大字島之内字岩瀬 1998 番 1	588	4,293	128,000
17	宮崎市大字島之内字岩瀬 1991 番 2、2068 番 2	1,549.53	6,354	190,000
11	宮崎市清武町今泉字平山甲 2415 番 3	1,371.65	23,044	626,000
12	宮崎市田野町字南原乙 7580 番 3	403.62	9,445	283,000
20	宮崎市田野町南原一丁目 10 番 1	145.36	2,194	65,000
21	宮崎市田野町南原二丁目 1 番 2	403.01	8,463	253,000
8	宮崎市高岡町高浜字白地 2680 番 7、2680 番 9	758	3,639	109,000
15	宮崎市高岡町浦之名字川水流 1589 番 21	1,348	3,108	93,000
19	宮崎市大塚台東二丁目 23 番 1	306	14,871	421,000
計 10 件		7,260.64	88,352	2,541,000

一般媒介契約のフロー図



- ① 市は、売却物件・報酬額・参加要件・推薦基準を提示し、両協会へ会員の推薦を依頼する。
- ② 両協会は、所属する会員へ市の物件情報を提供する。
- ③ 一般媒介を請け負いたい会員は、協会へ参加意思を表明する。
- ④ 両協会は、会員を選定し市へ推薦する。
- ⑤ 市は、推薦のあった会員と一般媒介契約を締結する。
- ⑥ 媒介契約を締結した媒介業者は、市有地の販売活動により買い手を探索する。
- ⑦ 市は、媒介業者が探索した購入者と、売買契約・売払い・市有地の引き渡しを行う。
- ⑧ 市は、所有権移転登記完了後に、媒介業者からの請求により規定の報酬を支払う。